



高齢運転者の事故と被害者

このごろ、高齢運転者の交通事故が数多く報道されている。平成28年秋以後に報道されたものでも、認知症の疑いがある87歳の運転者が、登校中の小学生の列に突っ込み死傷者が出た横浜市の事故、84歳の運転者がブレーキとアクセルとを踏み間違えて病院の正面玄関に突っ込み死傷者を出した栃木県下野市の事故、80歳の運転者でコンビニエンスストアに突っ込み受傷者を出した事故など数多く報道されている。そこで、政府は、現行の道路交通法上導入されている運転免許更新時における75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査を平成29年3月施行の改正道路交通法にてさらに強化することにした。また、警察や各自治体において、高齢者に対する運転免許の自主返納を推し進める動きも出てきているが、地方都市にて暮らす高齢者にとって利用しやすい移動手段をいたずらに取り上げる動きにならないように注意したい。

ところで、もし、加害者となつた高齢者が認知症などの精神上の障害によって「自己の行為の責任を弁護する能力を欠く状態にある」とされ、その結果、上記交通事故のように死傷者がいた場合、被害者が本人やその遺族が泣き寝入りすることにもなりかねない事態が生じている。そのようないかねない最高裁判決が公示された。高裁平成28年3月1日第三小法廷判決。事故自体は平成19年12月7日に起きた事故であるが、

加害者である高齢者の男性（当時91歳）は平成14年ころにはアルツハイマー型認知症に罹患し、平成16年頃には見当識障害や記憶障害の症状が生じ、平成19年2月には要介護4の認定（要介護状態区分5段階のうち上から2番目に重い）を受けていた。

事故当時、85歳の奥さんと一緒に生活をしており、長男は別居しているものの、長男の妻が義父母の近隣に住み、奥さんによる男性（義父）の介護を補助していた。しかし、ちょうどした隙に男性は自宅を単身で出て自宅近くの駅から列車に乗り、1駅先の駅で降車してからホーム下に降りてしまい、同駅に来た列車に轢かれ死亡してしまった。この事故により当然列車は遅れました。

このごろ、JR東海に経済的損害が生じたことから、JR東海が奥さんと長男に対して損害賠償請求訴訟を提起したものである。

もちろん、上記のとおり、亡くなつた男性は「自己の行為の責任を弁護する能力を欠く状態にある」とかからである（法定の監督義務者とは親権者や未成年者後見人などのこと）。

上記最高裁は、法定の監督義務者に準じる者がどうかの判断につき、その者（事例では奥さんと長男）自身の生活状況や心身の状況、監護や介護の実態などの諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが議論の前提）。

JR東海に生じた経済的損害を看過することはできない。また、すでに紹介した上記死傷事故などで亡くなつたご遺族の心痛と発生した損害を考えると、衡平な損害の分担を考えるためには発生した損害を賠償すべき法定の監督義務者に準じる者をどうすべきかという問題は、遺族などの